

# 入間川東小学校 学校運営協議会要項

## 入間川東小学校運営協議会

### (趣旨)

第1条 本要項は、狹山市学校運営協議会規則（以下、「市協議会規則」という）に基づき、入間川東小学校運営協議会（以下、本会という）の組織、運営等に基づいて定めるものである。

### (構成)

第2条 本会は、市協議会規則第7条により、教育委員会が任命した委員をもって構成する。

### (組織)

第3条 本会に、次の役職を置く。市協議会運営規則第10条により、互選によって会長、副会長、幹事長および副幹事長を選任することとする。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。また、運営協議会全体を掌握し、本会を運営・監督する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 幹事長は、会長・副会長と密接に連携し、事務局全体を掌握して運営協議会の企画・運営にあたる。

5 副幹事長は、会長・副会長と密接に連携し、事務局長を補佐し、運営協議会の企画・運営にあたる。

6 その他、会長が必要と判断する役職がある場合には、本会の審議をもって決定する。

### (顧問)

第4条 本会に、顧問を置くことができる。顧問の人数は特に規定しない。

2 顧問は、本会第3条の役職経験者の中から委員が推薦し、協議会の過半数の承認をもって決定する。

3 顧問は委員とは異なり、学校運営協議会には出席せず、会長の依頼を受けて必要に応じて、本会からの相談に応じ、指導・助言を行う。

4 顧問の任期は、特に定めるものではない。

### (会議)

第5条 本会が行う会議は、役員会、入間川東小学校定例学校運営協議会（以下、定例会という）と入間川東小学校臨時学校運営協議会（以下、臨時会という）とし、対面以外の方法での開催も可とする。

2 役員会は、主に定例会、臨時会の計画・準備のための会とし、必要に応じてその都度、会長が召集する。

3 定例会は、会長が召集し、役員が企画・運営する。年度の第1回定例会において、年度すべての定例会実施日時を確定することが望ましい。

4 臨時会は、緊急な協議事項が発生した場合に、その都度、会長が召集し、役員が企画・運営する。

5 市協議規則第11条により、定例会、臨時会は、委員の半数以上の出席をもって成立するものとする。

6 市協議規則第11条により、定例会、臨時会での議決は、出席委員の過半数をもって決するものとする。可否同数の場合は、議長の決するところによるものとする。

7 市協議規則第11条により、会議の議長は、会長が行う。

### (会議の内容)

第6条 役員会、定例会、臨時会では、入間川東小学校の学校経営、学校運営に関する協議事項、報告事項等について取り扱う。

2 役員会、定例会、臨時会では、その他会長が必要と認める協議事項について取り扱う。

### (補則)

第7条 この項目に定める事項のほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附則 この要項は、令和5年6月15日から施行する。